

岡山県公報	発行 岡山県	目次 担当課（室）
目次	担当課（室）	【告示】 指定居宅サービス事業者等の指定 【公告】 県営土地改良事業換地計画の縦覧 平成三十一年度狩猟免許試験の実施 平成三十一年度狩猟免許の更新に係る適性試験及び講習の実施 【公安委員会】 警備業法に基づく講習 指導監査室 耕地課 鳥獣害対策室 〃 生活安全企画課

平成31年4月2日 岡山県公報 第12081号

◎岡山県告示第百七十八号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十一条第一項本文及び第五十三条第一項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者を指定した。

平成三十一年四月二日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

AI株式会社 訪問看護ステーションone・room

2 所在地

岡山県総社市中央一丁目二―一三 高杉事務所 二階

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

AI株式会社訪問看護ステーションone・room

2 所在地

岡山県倉敷市真備町下二万五〇五

三 指定年月日

平成三十一年四月一日

四 介護保険事業所番号

三三六〇八九〇〇九三

五 サービスの種類

訪問看護

介護予防訪問看護

平成31年4月2日 岡山県公報 第12081号

〔一三九〕土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十九条の二第一項の規定により県営土地改良事業換地計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

この公告に係る決定に対して不服がある者は、縦覧の期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に対して審査請求をすることができる。

平成三十一年四月二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 地区名

新見地区 神郷高瀬工区

二 縦覧に供する書類

換地計画書

三 縦覧の期間

平成三十一年四月二日から同月二十三日まで

四 縦覧の場所

新見市役所

平成31年4月2日 岡山県公報 第12081号

〔二四〇〕鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第十八号。以下「法」という。）第四十一条の狩猟免許試験を次のとおり行う。

平成三十一年四月二日

岡山県知事 伊 原 木 隆 太

一 試験の期日、開始時間及び場所

期 日	開始時間	場 所
平成三十一年六月十四日（金曜日）	午前九時三十分	津山市山北五二〇 津山市総合福祉会館
平成三十一年七月二十一日（日曜日）	午前九時三十分	倉敷市本町一七一 倉敷市民会館
平成三十一年九月十二日（木曜日）	午前九時三十分	岡山市東区西大寺南一―二―三 体験学習施設百花プラザ
平成三十一年十一月二十九日（金曜日）	午前九時三十分	津山市大田九二〇 グリーンヒルズ津山リージョンセンタ ー

二 試験内容

試験は、次の事項について行う。

- 1 狩猟について必要な適性
- 2 狩猟について必要な技能
- 3 狩猟について必要な知識

三 受験資格

岡山県内に住所を有する者で、次のいずれにも該当しない者であること。

- 1 試験の日において、網猟免許及びわな猟免許にあつては十八歳に、第一種銃猟免許及び第二種銃猟免許にあつては二十歳に、それぞれ満たない者

2 統合失調症、そう鬱病（そう病及び鬱病を含む。）、てんかん（発作が再発するおそれがないもの、発作が再発しても意識障害がもたらされないもの及び発作が睡眠中に限り再発するものを除く。）その他自己の行為の是非を判別し、又はその判別に従って行動する能力を失わせ、又は著しく低下させる症状を呈する病気にかかっている者

3 麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者

4 自己の行為の是非を判別し、又はその判別に従って行動する能力がなく、又は著しく低い者（1から3までに該当する者を除く。）

5 法又は法に基づく命令の規定に違反して、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から三年を経過しない者

6 狩猟免許を取り消され、その取消しの日から三年を経過しない者（当該取消しに係る種類のものに限る。）

四 受験手続

1 受験しようとする者は、一に掲げるいずれの場所でも受験することができる。

2 受験しようとする者は、所定の狩猟免許申請書に必要事項を記入の上、次に定めるところより提出すること。

(1) 津山市総合福祉会館での受験を希望する者にあつては、平成三十一年四月二十二日から同年五月三十一日までの間に、岡山県美作県民局農林水産事業部森林企画課に提出すること。

(2) 倉敷市民会館での受験を希望する者にあつては、平成三十一年四月二十二日から同年七月五日までの間に、岡山県備前県民局農林水産事業部森林企画課に提出すること。

(3) 体験学習施設百花プラザでの受験を希望する者にあつては、平成三十一年四月二十二日から同年八月二十九日までの間に、岡山県備前県民局農林水産事業部森林企画課に提出すること。

(4) グリーンヒルズ津山リージョンセンターでの受験を希望する者にあつては、平成三十一年四月二十二日から同年十一月十五日までの間に、岡山県美作県民局農林水産事業部森林企画課に提出すること。

3 狩猟免許申請書には、次のものを添付すること。

(1) 三の2から4までに該当する者でない旨の医師の診断書一通（ただし、銃砲刀

剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号）第四条第一項第一号の規定による許可を現に受けている場合は、その許可証の写し）

(2) 申請前六月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ三・〇センチメートル、横の長さ二・四センチメートルの写真（裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの）一枚

(3) 郵便切手を貼付し、宛名及び宛先を明記した返信用封筒（定型長形三号）一通

4 狩猟免許申請書を受理した場合は、受験票を交付する。なお、試験当日は必ず受験票を持参すること。

五 受験手数料

五千二百円相当額（現に受験しようとする狩猟免許以外の狩猟免許を受けている者にあつては、三千九百円相当額）の岡山県収入証紙を狩猟免許申請書に貼り付けること。

六 その他

1 狩猟免許申請書を郵送する場合は、封筒の左下に「狩猟免許申請書」と朱書すること。

2 狩猟免許申請書の用紙は、最寄りの県民局農林水産事業部森林企画課に請求する。

3 問い合わせ先

岡山市北区内山下二一四一六	電話（〇八六）二二六一七四三九
岡山県農林水産部農村振興課鳥獣害対策室	
岡山市北区弓之町六一一	電話（〇八六）二三三一九八三二
岡山県備前県民局農林水産事業部森林企画課	
倉敷市羽島一〇八三	電話（〇八六）四三四一七〇五二
岡山県備中県民局農林水産事業部森林企画課	

津山市山下五三
岡山県美作県民局農林水産事業部森林企画
課

電話（〇八六八）二三一一三八四

〔二四一〕鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号。以下「法」という。）第五十一条第二項及び第四項に規定する狩猟免許の更新に係る適性試験及び講習を次のとおり行う。

平成三十一年四月二日

岡山県知事 伊 原 木 隆 太

一 適性試験及び講習の期日、開始時間及び場所

期 日	開始時間	場 所
平成三十一年七月十日 （水曜日）	午前九時三十分	津山市山北五二〇 津山市総合福祉会館
平成三十一年八月八日 （木曜日）	午前九時三十分	岡山市東区西大寺南一―二―三 体験学習施設百花プラザ
平成三十一年九月三日 （火曜日）	午前九時三十分	倉敷市本町一七―一 倉敷市民会館

二 適性試験及び講習の内容

1 適性試験は、狩猟について必要な適性について行う。ただし、法第十八条の六第一項に規定する認定鳥獣捕獲等事業に従事する者（四3(2)において「認定鳥獣捕獲等事業従事者」という。）であつて、狩猟について必要な適性を有することが確認された者については、この限りでない。

2 講習は、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法令、猟具、鳥獣並びに鳥獣の保護及び管理について行う。

三 更新対象者等

岡山県内に住所を有する者で、平成二十八年度に狩猟免許を受けた者。ただし、他の狩猟免許を有する場合は、他の未だ有効期間が満了しない免許も繰り上げて更新することができる。

四 更新手続

1 更新を受けようとする者は、一に掲げるいずれの場所でも適性試験及び講習を受けることができる。

2 更新を受けようとする者は、所定の狩猟免許更新申請書に必要事項を記入の上、次に定めるとおり提出すること。

(1) 津山市総合福祉会館での適性試験及び講習を受けようとする者にあつては、平成三十一年四月二十二日から同年六月二十七日までの間に、岡山県美作県民局農林水産事業部森林企画課に提出すること。

(2) 体験学習施設百花プラザでの適性試験及び講習を受けようとする者にあつては、平成三十一年四月二十二日から同年七月二十六日までの間に、岡山県備前県民局農林水産事業部森林企画課に提出すること。

(3) 倉敷市民会館での適性試験及び講習を受けようとする者にあつては、平成三十一年四月二十二日から同年八月二十二日までの間に、岡山県備中県民局農林水産事業部森林企画課に提出すること。

3 狩猟免許更新申請書には、次のものを添付すること。

(1) 次のアからウまでに該当する者でない旨の医師の診断書一通（ただし、銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号）第四条第一項第一号の規定による許可を現に受けている場合は、その許可証の写し）

ア 統合失調症、そう鬱病（そう病及び鬱病を含む。）、てんかん（発作が再発するおそれがないもの、発作が再発しても意識障害がもたらされないもの及び発作が睡眠中に限り再発するものを除く。）その他自己の行為の是非を判別し、又はその判別に従って行動する能力を失わせ、又は著しく低下させる症状を呈する病気にかかっている者

イ 麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者

ウ 自己の行為の是非を判別し、又はその判別に従って行動する能力がなく、又は著しく低い者（ア又はイに該当する者を除く。）

(2) 認定鳥獣捕獲等事業従事者にあつては、法第十八条の五第二項第一号に規定する認定鳥獣捕獲等事業者が作成した当該従事者が狩猟について必要な適性を有することの確認をした旨の書面

(3) 申請前六月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ三・〇センチメートル、横の長さ二・四センチメートルの写真（裏面に氏名及び撮影年月

平成31年4月2日 岡山県公報 第12081号

日を記入したもの）一枚

(4) 郵便切手を貼付し、宛名及び宛先を明記した返信用封筒（定型長形三号）一通

4 狩猟免許更新申請書を受理した場合は、受験票を交付する。なお、受験票は適性試験及び講習の当日必ず持参すること。

五 更新手数料

二千九百円相当額の岡山県収入証紙を狩猟免許更新申請書に貼り付けること。

六 その他

1 狩猟免許更新申請書を郵送する場合は、封筒の左下に「狩猟免許更新申請書」と朱書すること。

2 狩猟免許更新申請書の用紙は、最寄りの県民局農林水産事業部森林企画課に請求すること。

3 問い合わせ先

岡山市北区内山下二―四―六 岡山県農林水産部農村振興課鳥獣害対策室	電話（〇八六）二二六―七四三九
岡山市北区弓之町六―一 岡山県備前県民局農林水産事業部森林企画課	電話（〇八六）二三三―九八三二
倉敷市羽島一〇八三 岡山県備中県民局農林水産事業部森林企画課	電話（〇八六）四三四―七〇五二
津山市山下五三 岡山県美作県民局農林水産事業部森林企画課	電話（〇八六八）二三―一三八四

◎岡山県公安委員会告示第四十三号

警備業法（昭和四十七年法律百十七号。以下「法」という。）第二十二条第二項第一号に規定する警備員指導教育責任者講習を次のとおり実施する。

平成三十一年四月二日

岡山県公安委員会

一 警備業務の区分等

警備業務の区分	期 日	時 間	場 所
施設警備業務	平成三十一年六月三日（月曜日）から同月十一日（火曜日）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の七日間	午前九時から午後五時まで	岡山市北区厚生町三丁目一番一五号 岡山商工会議所

二 講習対象者

1 最近五年間に当該警備業務の区分に係る警備業務に従事した期間が通算して三年以上である者

2 警備員等の検定等に関する規則（平成十七年国家公安委員会規則第二十号。以下「検定規則」という。）第四条に規定する一級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る法第二十三条第四項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者

3 検定規則第四条に規定する二級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して一年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事しているもの

4 検定規則附則第三条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和六十一年国家公安委員会規則第五号。以下「旧検定規則」という。）第一条第二項に規定する一級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に合格した者

5 旧検定規則第一条第二項に規定する二級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して一年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事しているもの

平成31年4月2日 岡山県公報 第12081号

三 受講手続

1 提出書類

- (1) 所定の様式による受講申込書 一通
- (2) 写真 一枚（縦の長さ三センチメートル、横の長さ二・四センチメートル、申込前六箇月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景のもの）
- (3) 二に掲げる講習対象者に該当することを疎明する次に掲げる書類 各一通
ア 二1に該当する者

当該警備業務の区分に係る警備業務に従事していたことを証明する警備業者等の作成に係る書面（以下「警備業務従事証明書」という。）及び履歴書

イ 二2に該当する者

検定規則第四条に規定する一級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証明書の写し

ウ 二3に該当する者

検定規則第四条に規定する二級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証明書の写し及び警備業務従事証明書

エ 二4に該当する者

旧検定規則第一条第二項に規定する一級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証の写し

オ 二5に該当する者

旧検定規則第一条第二項に規定する二級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証の写し及び警備業務従事証明書

2 提出先

(1) 県内に住所を有する者

住所地为管轄する警察署の生活安全課

(2) 県外に住所を有する者

県内の警察署の生活安全課

なお、郵送又は信書便による申込み及び代理人による申込みは、受け付けない。

3 提出期間

平成三十一年四月二十二日（月曜日）から同月二十六日（金曜日）までの午前八時三十分から午後五時まで

平成31年4月2日 岡山県公報 第12081号

四 受講手数料

四万七千円

(注) 岡山県収入証紙により、受講申込時に納付すること。

なお、受講手数料は、納付後は返還しない。

五 受講定員

四十人。ただし、申込順に受け付け、受講定員に達したときは、提出期間内であっても受付を締め切る。

六 講習の委託

この講習は、一般社団法人岡山県警備業協会（岡山市北区内山下二丁目一一番一八号）に委託して行う。

七 その他

- 1 受講者は、筆記用具を持参すること。
- 2 講習終了後は、筆記の方法により修了考査を実施する。